

入札通知

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づき、条件付き一般競争入札について次のとおり通知します。

社会福祉法人恵盛会希望の家  
理事長 八田盛茂

第1 入札に付する事項

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 工事名    | 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所<br>「ふろ～む・ながはし」新築工事   |
| (2) 工事施工場所 | 小樽市長橋2丁目14番（旧こども綿工場跡）  |
| (3) 工事完工期限 | 令和2年11月25日   |
| (4) 工事概要   | 目的 本工事は、社会福祉法人恵盛会希望の家が開<br>設を予定している、児童発達支援及び放課後等<br>デイサービス事業所「ふろ～む・ながはし」の<br>新築を行うものである。   |
| (建物概要)     | 構造 木造平屋建、スノーダクト<br>屋根 ガルバリウム鋼板+スノーレーン谷コイル<br>外壁 防火サイディング14mm<br>軒天 軒天ボード12.5mm<br>建築面積 221.52㎡（66.875坪）<br>(主要用途別面積)<br>指導訓練室50.52㎡、遊戯室43.89㎡、<br>食堂22.98㎡、調理室6.83㎡、<br>静養コーナー6.21㎡、事務所18.67㎡、 |

第2 入札参加資格について

本工事の入札参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 令和2年度北海道競争入札参加資格者名簿（本通知日において登録のあるもの）において工事種別「建築」で登録され、かつ、「建築」の等級が「C」であること。
- (2) 小樽市内に本社があること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を有し、かつ、これらの技術者を配置できること。
- (4) 国・北海道及び小樽市から指名停止措置を本通知日から本工事の入札日までの間に受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合にあっては、その構成員が同一の入札に同時に参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある業者が、同一の入札に同時に参加していないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない業者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した業者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない業者。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した業者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない業者。

### 第3 入札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和2年7月31日（金） 11時00分から

(2) 場 所 小樽市いなきたコミュニティーセンター 第二集会室

(3) 立会人 本法人の監事・理事・評議員及び小樽市職員（予定）

(4) 入札の傍聴 希望者は傍聴できる。

なお、傍聴しようとする方は、入札執行者の指示に従うこと。入札会場にあっては、入札の執行を妨げる行為をしてはならない。入札会場の都合により、傍聴人の数を制限することがある。

第4 現場説明会 実施しない。

第5 予定価格 38,270,000円（消費税及び地方消費税を含まない額）

第6 入札保証金 免除

第7 最低制限価格又は調査基準価格について 最低制限価格の設定あり

第8 設計図書等の貸出しについて

設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は、閲覧せず、貸し出すものとし、その方法等については、次のとおりとする。

(1) 設計図書等の貸出期間、場所及び貸出方法

① 貸出期間 通知の日から7月27日まで（土・日を除く9：00～15：00まで）

② 貸出場所 社会福祉法人恵盛会希望の家（余市町黒川町4-27）

(2) 設計図書等をもって現場説明会に代えるものとする。

(3) 設計図書等に疑義が生じたときは、下記の所へ連絡し質問することができる。

① 連絡先 (株)三ツ江建築測量事務所 電話0134-34-3200

② 質問締切日 令和2年7月28日（火）

第9 入札無効についての事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本通知第2に掲げる入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 金額を訂正した入札

(3) 予定価格を上回る額の入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札

(5) 訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者において無効と認めた入札

## 第10 最低価格入札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした業者を最低価格入札者とする。

なお、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした業者を最低価格入札者とする。

ただし、最低価格入札者となる同価格の入札をした業者が複数の場合は、改めて当該入札者によるくじ引きで最低価格入札者を決定するものとする。

## 第11 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定

資格確認は入札会場において実施する。

(1) 参加資格要件の確認は、最低価格入札者を決定した後、直ちに入札会場においてその業者の資格の有無を確認することとする。

(2) 確認の結果、当該最低価格入札者に資格がないと認めるときは、次順位の業者を、また、その業者にも資格がないと認めるときは、第3位と順に資格確認を行うものとする。

なお、次順位の業者が複数の場合は、当該入札者によるくじ引きで最低価格入札者を決定するものとする。

(3) 資格確認の結果、資格があると認めるときは、その業者を落札者として決定するものとする。

(4) 資格確認を行う業者以外の入札参加者については、資格確認は行わないものとする。

## 第12 入札結果の公表

本通知第11(3)により落札者が決定したとき、入札終了後速やかに本法人のホームページにおいて公表する。ただし、翌日以降になる場合がある。

## 第13 契約について

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 契約書の取り交し | 落札者には後日、社会福祉法人恵盛会希望の家にて行う。 |
| (2) 契約保証金    | なし                         |
| (3) 前金払い     | 契約金額の4割に相当する額の範囲内で行う。      |
| (4) 部分払い     | なし                         |

## 第14 注意事項

(1) やむを得ない事情により、当該入札を延期し、中止し、又は取り消す場合がある。

(2) 入札執行に当たって、入札者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある業者がいない場合は、入札を中止し、又は取り消すこととする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第15 問合せ先

社会福祉法人恵盛会希望の家

事務長 堤 正 和

電 話 0 1 3 5 - 2 3 - 7 1 1 5

F A X 0 1 3 5 - 4 8 - 6 0 3 2